

議案第 8 1 号

甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例制定について
甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市簡易水道等条例の一部を改正する条例

甲府市簡易水道等条例（昭和 3 9 年 4 月条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「				を
	草鹿沢町小規模水道	草鹿沢町地内		」
「				
	草鹿沢町小規模水道	草鹿沢町地内		
	古関・梯町簡易水道	古関町及び梯町地内		に
				」

改める。

第 3 条第 1 項中「及び草鹿沢町小規模水道」を「、草鹿沢町小規模水道及び古関・梯町簡易水道」に、「（以下）」を「に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額（以下）」に改め、同項の表中「料金」を「金額」に、

「				
	営業用		1, 5 0 0 円	を
				」
「				
	営業用	メーター口径 1 3 mm	1, 5 0 0 円	
				」

メーター口径 20 mm	2,000円	に
メーター口径 25 mm	3,000円	
メーター口径 40 mm	4,000円	

改め、同条第3項中「合計額」及び「2分の1の額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加える。

第4条第2項中「5万2,500円」を「5万円に100分の110を乗じて得た額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(甲府市古関・梯町簡易水道条例の廃止)

2 甲府市古関・梯町簡易水道条例（平成17年12月条例第64号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による廃止前の甲府市古関・梯町簡易水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の甲府市簡易水道等条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

4 新条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金（猪狩町小規模水道の料金を除く。以下この項において同じ。）及び同日以後にされた給水装置の新設の申請に係る加入金について適用し、同日前の使用に係る料金及び同日前にされた給水装置の新設の申請に係る加入金については、なお従前の例による。

5 施行日前から供給している猪狩町小規模水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道水の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31

日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

提案理由

簡易水道等の料金を改定する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。